

収 集 基 準	細 目
1 条例、規則、訓令、通達等の例規に関する文書等	<p>(1) 条例、規則、訓令、通達、告示及び公告の制定及び改正に関する文書等は、収集する。</p> <p>(2) 県行政や県民生活に顕著な効果又は影響を与えた要綱、要領等の制定及び大きな改正に関する文書等は、収集する。</p> <p>(3) 条例、規則、訓令、通達、告示及び公告を掲載している長崎県公報は、総務文書課用に配付されたものを収集する。</p>
2 儀式、行事、会議及び事件等に関する文書等	<p>県内で開催された儀式、行事、会議及び県内で発生した事件等で全国的規模のもの及び主要な儀式等に関する文書等（記録）は、収集する。</p>
3 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する文書等	<p>(1) 叙位、叙勲、褒章 原則として、すべてを収集する。</p> <p>(2) 各省庁による大臣表彰及び局長表彰 その表彰理由が、県民生活や県の経済活動などに顕著な功績又は効果をもたらしたと認められるものについて収集する。</p> <p>(3) 県による表彰 その表彰理由が、県民生活や県の経済活動などに顕著な功績又は効果をもたらしたと認められるものについて収集する。</p>
4 県行政組織の新設及び改廃並びに職務権限、人事及び給与等に関する文書等	<p>県行政組織の新設及び改廃並びに職務権限、人事及び給与等に関する文書等は、収集する。</p>
5 事務引継書	<p>事務引継書は特別職のものを収集する。</p>
6 地方自治制度に関する文書等	<p>(1) 地方自治法関係 地方自治の基本的事項や組織、運営等を定めた地方自治法及び施行令の一部改正に関する文書等は、収集する。</p> <p>(2) (1) を除く制度全般 公務員関係、財政運営、選挙関係、公営企業関係等の制度に関する文書等は、収集する。</p>
7 選挙に関する文書等	<p>(1) 県内で行われた国政選挙並びに地方公共団体の長及び議会の議員の選挙に関する文書等は、収集する。 ただし、県及び市町村の選挙管理委員会から出される選挙結果調又は記録に係る刊行物と重複するものは、収集しない。 また、長崎県海区漁業調整委員会並びに土地改良区の役員の選挙に関する文書等については、収集する。</p> <p>(2) 県内で行われた最高裁判所裁判官国民審査に関する文書等は、収集する。 ただし、県及び市町村の選挙管理委員会から出される結果調又は記録に係る刊行物と重複するものは、収集しない。</p> <p>(3) 県に対する地方自治法上の選挙に係る直接請求についての文書等は、収集する。（議会の解散及び議員の解職についての請求等）</p>

収 集 基 準	細 目
8 市町村の廃置分合に関する文書等	<p>(1) 廃置分合に係る当該市町村、県及び国の各団体相互間の協議等に係る文書等、県議会及び当該市町村議会における議決に関する文書等、附属機関における諮問及び答申に係る文書等並びに住民等からの請願、陳情、要望その他各種調査等に関する文書等は、収集する。</p>
9 予算、決算及び財政状況に関する文書等	<p>(1) 予算 予算編成に関する文書等は、主務課のものを収集する。特別な理由がない限り、原則として各課(室)からは収集しない。</p> <p>(2) 決算 一般会計・特別会計・企業会計の決算報告に関する文書等は、主務課のものを収集する。</p> <p>(3) 県全体の財政状況を取りまとめた冊子(記録)等を収集する。</p>
10 起債、補助金及び貸付金に関する文書等	<p>(1) 起債(地方債)</p> <p>ア 県債 県債については、主務課のものを収集する(行政刊行物として刊行されたものを除く。)</p> <p>イ 市町村債 市町村の起債については、その事業が顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ事業に係る文書等を収集する。</p> <p>(2) 国庫補助金(負担金)</p> <p>ア 国庫補助(負担)を受けた県の事業 顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ事業で、当該事業ごと1件書類として整理されていた文書等については、主務課のものを一括して収集する。 (国庫補助(負担)の文書のみ別扱いで整理されていた場合、それは収集しない。)</p> <p>イ 国庫補助(負担)を受けた市町村の事業 当該事業が顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ事業に関する文書等を収集する。</p> <p>(3) 県単補助金及び貸付金 県単独の補助金又は国もしくは県から貸付金を受けた市町村もしくは民間施設の事業が、県民生活において、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ事業に関する文書等を収集する。</p>
11 災害及び重大事故・事件に関する文書等	<p>県内で発生した風水害等の災害の中で、大規模な災害及び県内で発生した重大事故・事件等で、県民生活に顕著な影響を与えた災害及び重大事故・事件に関する文書等は、主務課のものを収集する(刊行物として刊行されたものを除く。)</p>
12 県有財産の取得、管理及び処分に関する文書等	<p>県有財産の取得、管理及び処分に関する文書等は、原則として収集する(軽易な内容のものは除く。)</p>
13 県の総合計画及び大型プロジェクト事業計画等に関する文書等	<p>(1) 総合計画策定又は改定に関する最終的な決裁文書、計画等(行政刊行物として刊行されたものを除く。)は、収集する。</p> <p>(2) 計画策定までのプロセスを明らかにする文書等及び県民からの計画案に対する意見等を記録した文書等は、収集する。</p>

収 集 基 準	細 目
1 4 公共施設等の整備及び各種施策等の実施に関する文書等	<p>県が実施した公共施設等の整備及び各種の施策で、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ施設及び施策に関する文書については、次のものを原則として収集する。</p> <p>(1) 基本構想（調査設計）、基本計画及び実施計画等に関する文書等</p> <p>(2) 事業の実施に関連する各種調査（地質、電波障害、日照等の調査）の結果に関する文書等</p> <p>(3) 事業の実施にあたり必要となった各種許認可手続関係文書等</p> <p>(4) 事業実施に関する住民説明会等の記録</p>
1 5 統計、調査及び研究に関する文書等	<p>(1) 統計に関する報告書は、原則として収集する（行政刊行物として刊行されたものを除く。）。</p> <p>(2) 調査及び研究に関する報告書は、原則として収集する（行政刊行物として刊行されたものを除く。）。</p>
1 6 県議会の審議経過及び結果に関する文書等	<p>県議会（本会議、常任委員会、特別委員会等）に関する文書等は原則として収集する（運営方法の決定等の軽易な内容のものを除く。）。</p> <p>ただし、県議会の招集及び議案等の発議に関するものについては主務課の作成した文書等のみを収集する。</p>
1 7 審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等	<p>(1) 法律又は条例の定めるところにより設置された審議会等の附属機関及び要綱、要領等により設置された協議会等の私的諮問機関の審議経過及び結果に関するものなかで、特に保存すべきと判断される内容をもつ文書等を収集する。</p> <p>(2) 全国知事会、九州地方知事会等 特に保存すべきと判断される内容をもつ文書等を収集する。</p> <p>(3) その他の会議 県の主要な施策の実施に関するものなど、歴史資料として特に保存すべきと判断される内容をもつ文書等である場合に収集する。</p>
1 8 陳情、請願、要望等に関する文書等	<p>(1) 県民や諸団体からの各種陳情、請願、意見等に関するものなかで、県行政や県民生活に顕著な効果又は影響を与えるなど、特に保存すべきと判断される内容をもつ文書等については、主務課のものを収集する。</p> <p>(2) 世論調査等により、県民の意識、要望等がわかる文書等は、主務課のものを収集する。</p> <p>(3) 国の施策・制度・予算に対する県の要望等は、主務課のものを収集する。</p>
1 9 許認可、免許、承認等に関する文書等	<p>(1) 知事の許認可等に関する文書等は、原則として、主務課及び権限を委任された地方機関の文書等のみを収集する。</p> <p>(2) 開発行為、行政財産の目的外使用、道路占用、河川占用、公有水面埋立、自然公園内行為、都市公園内行為、風致地区内行為、農地転用、都市計画、砂利採取計画、土地改良区設立、土地区画整理組合設立等の土地利用に関する許認可等で、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある事項に関するものは、原則として収集する（軽易な内容のものを除く。）。</p> <p>(3) 許認可等に関する「台帳」は、原則として収集する。</p>

収 集 基 準	細 目
2 0 監査、検査等に関する文書等	<p>(1) 監査</p> <p>ア 県並びに県が出資及び補助金等の援助を行っている団体のすべてについて、監査事務局で実施後、保存していた監査結果報告を収集する。 ただし、県の各機関及び上記団体の援助等を主管する各課室のものは収集しない。</p> <p>イ 住民の監査請求に対して監査した文書等は、収集する。</p> <p>(2) 検査</p> <p>ア 法令等に基づく医療機関、事業所、組合等の指導及び検査に関する文書等は、主務課のものを収集する。</p> <p>イ 国庫補助等に関する会計検査において、事業執行等に問題があったものは、収集する。</p>
2 1 争訟（訴訟、土地収用裁決、審査請求、異議申立て等をいう。）に関する文書等	<p>軽易な内容のものを除き、県域内で発生した争訟に関する次のような文書等は、原則として収集する。</p> <p>ア 労使間の調停・斡旋・和解等に関する文書等</p> <p>イ 行政不服審査に関する文書等</p> <p>ウ 行政訴訟に関する文書等</p> <p>エ その他の紛争解決方法の実施等に関する文書等</p>
2 2 行政代執行に関する文書等	<p>原則としてすべて収集する。</p>
2 3 県内の有形文化財等に関する文書等	<p>(1) 国及び県指定等の有形文化財、無形文化財等に関するものは、原則として収集する。</p> <p>(2) 埋蔵文化財に関するものは、原則として収集する。</p> <p>(3) 指定文化財の保存管理、埋蔵文化財の発掘調査等に関する国庫補助・県費補助に関するものは、収集する。</p>
2 4 国際交流等に関する文書等	<p>国際協調への貢献等を目的として行われた国際交流等に関する文書等は、収集する。</p>
2 5 戦没者等に関する文書等	<p>戦没者等に関するもののなかで、特に保存すべきと判断される内容をもつ文書等は、収集する。</p>
2 6 原爆被爆者等に関する文書等	<p>原爆被爆者等に関するもののなかで、特に保存すべきと判断される内容をもつ文書等は、収集する。</p>
2 7 その他	<p>その他歴史的文化的価値があると認められる文書等は、収集する。</p>